入　札　公　告

Ｒ８徳土　徳島小松島港（万代中央地区）　徳・万代５　陸閘修繕工事について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１３日

徳島県徳島県土整備事務所長

１　入札に付する事項（電子入札対象案件）

(1)　工　　事　　名　Ｒ８徳土　徳島小松島港（万代中央地区）　徳・万代５　陸閘修繕工事
(2)　路　線　名　等　徳島小松島港（万代中央地区）
(3)　工　事　箇　所　徳島市万代町５丁目
(4)　工　事　概　要　陸閘修繕（撤去・製作・据付）　Ｎ＝１門
　　陸閘修繕（撤去）　Ｎ＝１門
(5)　施　工　期　間　契約締結日の翌日から２１０日間
(6)　設　計　金　額　１４，７４３　千円（税抜き）
(7)　入札の失格及び無効　「入札後審査方式一般競争入札（価格競争）の共通事項」（以下「**共通事項**」という。）の**２**及び**３**に示すとおりである。
(8)　そ の 他
①　この入札は、原則として徳島県電子入札システム（以下「**電子入札システム**」という。）で行う。

②　この入札は、最低制限価格制度を適用する。
③　未公表の入札情報を入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱（以下「**入札参加資格停止措置要綱**」という。）に基づき入札参加資格停止になることがある。
④　この入札は、一定の資本関係又は人的関係のある者同士の入札の参加を制限する。
　一定の資本関係又は人的関係のある者同士がこの入札に参加するおそれがある場合、この入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書提出時に、関係者辞退届出書を提出するものとする。
　なお、落札決定以降に一定の資本関係又は人的関係のある者同士が同一の入札に参加した事実が判明した場合は、契約は締結せず、該当者を競争契約入札心得違反として、入札参加資格停止措置要綱に基づき入札参加資格停止になることがある。
⑤　入札に参加しようとする者のうち、④を遵守する目的で一定の資本関係又は人的関係のある者同士で、辞退する者を決めるために連絡を取り合うことは、競争契約入札心得第３第２項に該当するものではない。
⑥　その他、入札に当たっての留意事項を共通事項に示す。

２　入札手続き等に関する事項

(1)　契約条項の閲覧等

入札手続き	期　　間	場　　所　　等
契約条項の閲覧	令和８年 11 月 13 日（金） ～ 令和８年 12 月 11 日（金）	徳島市南末広町６－３６ 徳島県徳島県土整備事務所 契約・指導担当
設計図書等の電子閲覧(全て)	令和８年 11 月 13 日（金） ～ 令和８年 12 月 10 日（木）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
設計図書等に関する質問書の提出	１回目 令和８年 11 月 13 日（金） ～ 令和８年 11 月 25 日（水） ２回目 令和８年 11 月 26 日（木） ～ 令和８年 12 月 1 日（火）	徳島市南末広町６－３６ 徳島県徳島県土整備事務所 港湾開発担当 ﾌｧｸｼﾐﾘ　088-623-4036 E-mail tokushima_kendo@pref.tokushima.lg.jp

質問書に対する回答書の電子閲覧	１回目 令和８年 11 月 27 日（金） ～ 令和８年 12 月 10 日（木）	徳島県電子入札ホームページ （徳島県入札情報サービス（県 PPI））
	２回目 令和８年 12 月３日（木） ～ 令和８年 12 月 10 日（木）	

※１：閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第３号）第１条第１項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く午前 10 時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

※２：設計図書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ（いずれも送信後に電話により着信を確認すること。）又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。
なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス（県 PPI））に掲載する。

※３：２回目の質問書提出期間には、１回目の質問書に対する回答に対しても再質問することができる。

※４：入札公告、関係書類および図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ（徳島県入札情報サービス(県 PPI)）に掲載している。

※５：紙閲覧を希望する事業者は**６**(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2)　入札書の提出等

入札手続き	期　間・日　時	場　　所　　等
入札参加資格審査申請書等の提出	令和８年 11 月 16 日（月） 午前８時 30 分 ～ 令和８年 12 月７日（月） 午後５時	電子入札システム
入札書及び工事費内訳書の提出	令和８年 12 月８日（火） 午前８時 30 分 ～ 令和８年 12 月 10 日（木） 正午	電子入札システム
開札執行	令和８年 12 月 11 日（金） 午前８時 50 分	徳島市南末広町６－３６ 徳島県徳島県土整備事務所 ３階入札室

※１：電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

３　入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「**参加資格**」という。）は、共通事項の**４**に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

(1)　県内業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の主たる営業所が徳島県内にある者）であり、令和８年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿（以下「**参加資格業者名簿**」という。）に建設工事の種類が「**鋼構造物工事**」で登載されている者であること。

(2)　(1)の参加資格業者名簿の「**鋼構造物工事**」の格付けがＡ級、Ｂ級又はＣ級の者であり、令和７年度に旧徳島県東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した「鋼構造物工事」において、旧徳島県東部県土整備局徳島庁舎所管区域内（鳴門・松茂・板野を除く。）における工事で指名実績又は入札参加実績（無効となった者を除く。）を有する者

(3)　次の要件を全て満たす技術者を当該工事に配置できること。ただし、請負代金額（税込み）が 4,500 万円以上（建築一式工事の場合は 9,000 万円以上）となる場合には、次の要件を満たし、かつ、開札日以前に申請者と３か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　この建設工事に関し、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者
②　開札日時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

(4)　この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

なお、「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次の者である。
徳島県徳島市川内町鈴江西 38－2
ニタコンサルタント株式会社

4　入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料（以下「**確認資料**」という。）を同時に提出しなければならない。

提出期間は**2**の(2)の期間とする。

(1)　確認資料

次に掲げる書類を提出すること。作成方法等は、共通事項の**5**に記載してある。

①　入札参加資格確認票（様式１）

②　関係者辞退届出書

・一定の資本関係又は人的関係のある者がこの入札の参加資格を有している場合のみ提出すること。

(2)　落札候補者として決定された者は、共通事項の**5**に掲げる追加書類を提出すること。

5　その他

(1)　主任技術者の配置については、次ページの＜注意事項＞を確認し、建設業法に基づき適正に取り扱うこと。

6　問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関すること
徳島県徳島市南末広町６－３６
徳島県徳島県土整備事務所 契約・指導担当（電話 088-653-8812）

(2) 入札参加資格及び工事内容に関すること
徳島県徳島市南末広町６－３６
徳島県徳島県土整備事務所 港湾開発担当（電話 088-653-8964）

＜注意事項＞
主任技術者の配置要件について

請負代金額（消費税込み）が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）未満の場合、配置する技術者は専任の必要はありませんが、技術者の変更は原則として認めていないことから、増工等により請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事については、9,000 万円）以上となる場合は、その時点で技術者の専任が必要となります。

なお、専任配置であったとしても、仕様書や現場説明書に明示された兼務要件を満たす場合は、兼務が可能です。

◆建設業法における工事現場の技術者制度

<table>
<tr><td colspan="2">許可を受けている業種</td><td colspan="3">指定建設業（7業種）
土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業</td><td colspan="3">その他の建設業（左記以外の22業種）
大工、左官、とび・土工、石，屋根、
タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、
板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、
機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、
水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可の区分</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td><td colspan="2">特定建設業</td><td>一般建設業</td></tr>
<tr><td colspan="2">元請工事における
下請契約の合計額</td><td>5,000万円以上
(建築一式8,000万円)</td><td>5,000万円未満
(建築一式8,000万円)</td><td>5,000万円
(建築一式8,000万円)
以上は契約できない</td><td>5,000万円以上</td><td>5,000万円未満</td><td>5,000万円以上は
契約できない</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事現場の技術者制度</td><td>工事現場に配置すべき技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td><td>監理技術者</td><td colspan="2">主任技術者</td></tr>
<tr><td>技術者の資格要件</td><td>①1級国家資格者
②国土交通大臣
特別認定者</td><td colspan="2">①1級・2級国家資格者
②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年）
③実務経験者（10年）</td><td>①1級国家資格者
②指導監督的
実務経験者</td><td colspan="2">①1級・2級国家資格者
②指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年）
③実務経験者（10年）</td></tr>
<tr><td>技術者の現場専任義務</td><td colspan="6">公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事）に配置される場合</td></tr>
<tr><td>監理技術者資格者証</td><td>必要※</td><td colspan="2">不要</td><td>必要※</td><td colspan="2">不要</td></tr>
</table>

※監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第５項）
なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して５年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。
また、選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第６項）

罰則等

・特定建設業の許可を受けないで、一定額以上の下請契約を締結した者は、建設業法第 47 条に基づき 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処せられます。
・主任技術者及び監理技術者の配置義務に違反した者は、建設業法第 52 条に基づき 100 万円以下の罰金に処せられます。
・上記の事例を含めて建設業法その他関係法令及び契約約款の規定に違反した場合は、入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止等を行うことがあります。